

高速取引行為者向けの監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
<p>【本編】            Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－１ 登録事務一般</p> <p>（１）～（５） [略]</p> <p>（６）高速取引行為者登録簿</p> <p>①～③ [略]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p> <p>[削除]</p>	<p>【本編】            Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続</p> <p>Ⅲ－３ 諸手続</p> <p>Ⅲ－３－１ 登録</p> <p>Ⅲ－３－１－１ 登録事務一般</p> <p>（１）～（５） [略]</p> <p>（６）高速取引行為者登録簿</p> <p>①～③ [略]</p> <p>④ <u>高速取引行為者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律第１条第１項各号に掲げる行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、高速取引行為者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>⑤ <u>高速取引行為者登録簿の縦覧者には、総合指針別紙様式Ⅲ－５に準じて作成した高速取引行為者登録簿縦覧表に所定事項の記入を求めるものとする。</u></p> <p>⑥ <u>高速取引行為者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>⑦ <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u>            イ. 上記④から⑥まで又は当局の指示に従わない者</p>

改正案	現行
<p>(7) <u>高速取引行為者登録簿の縦覧</u>  <u>金商法第66条の52第2項及び金商業等府令第331条に規定する高速取引行為者登録簿の縦覧については、次のとおり取り扱うものとする。</u>  <u>なお、氏を改めた者が高速取引行為者登録簿の縦覧に係る申請をする場合においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、申請者の氏名を記載した箇所に括弧書きで併せて記載することができることに留意する。</u></p> <p>① <u>電子メール等による縦覧</u></p> <p><u>イ. 電子メール等で高速取引行為者登録簿の縦覧に係る申請を受け付けた場合には、申請事項を確認のうえ、速やかに当該申請に係る高速取引行為者登録簿を電子メール等で送付する。ただし、高速取引行為者登録簿の整理その他必要がある場合は、送付が可能となった段階で、送付するものとする。</u></p> <p><u>ロ. 高速取引行為者登録簿の電子メール等による縦覧に係る申請は、以下の内容が記載された電子メール等によって受け付けるものとする。</u></p> <p><u>a. 氏名</u>  <u>b. 住所</u>  <u>c. 電話番号</u>  <u>d. 高速取引行為者登録簿の送付を希望するメールアドレス</u>  <u>e. 職業</u>  <u>f. 縦覧を希望する高速取引行為者登録簿に係る高速取引行為者</u></p>	<p><u>ロ. 高速取引行為者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u>  <u>ハ. 他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>[新設]</p>

改正案	現行
<p><u>の商号、名称又は氏名及び登録番号</u></p> <p>g. <u>縦覧の目的</u></p> <p>ハ. <u>当局の指示に従わない場合は、当該申請に係る高速取引行為者登録簿の送付を拒否することができるものとする。</u></p> <p>ニ. <u>他の財務局長が登録を行った高速取引行為者に係る高速取引行為者登録簿の縦覧の申請があった場合は、当該高速取引行為者の登録を行った財務局に対する縦覧の申請が可能である旨を申請者に伝えるものとする。</u></p> <p>② <u>財務局での縦覧</u></p> <p>イ. <u>高速取引行為者登録簿の縦覧日は、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日以外の日とし、縦覧時間は、財務局長が指定する時間内とする。ただし、高速取引行為者登録簿の整理その他必要がある場合は、縦覧日又は縦覧時間を変更できるものとする。</u></p> <p>ロ. <u>縦覧の申出があった場合には、総合指針別紙様式Ⅲ－5に準じて作成した高速取引行為者登録簿縦覧申請書に所定の事項を記入するよう求めるものとする。</u></p> <p>ハ. <u>高速取引行為者登録簿は、財務局長が指定する縦覧場所以外に持ち出してはならないものとする。</u></p> <p>ニ. <u>縦覧者が次に該当する場合は、縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</u></p> <p>a. <u>上記イ. からハ. までその他当局の指示に従わない者</u></p> <p>b. <u>高速取引行為者登録簿を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者</u></p> <p>c. <u>他の縦覧者等に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認め</u></p>	

改正案	現行
<p data-bbox="271 199 389 225"><u>られる者</u></p> <p data-bbox="215 276 1106 416">ホ. <u>他の財務局長が登録を行った高速取引行為者に係る高速取引行為者登録簿の縦覧の申出があった場合は、当該高速取引行為者の登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申出者に伝えるものとする。</u></p>	